

インドネシア

目次

概要	．．． 1
代理人制度	．．． 2
特許制度	．．． 3
意匠制度	．．． 6
商標制度	．．． 8
模倣品対策	．． 10

概 要

2004年11月
(2008年3月改訂)

加入条約 パリ条約、PCT、ベルヌ条約、TRIP s、
手続言語 インドネシア語
公用語 インドネシア語
所管官庁 特許庁 Directorate General of Intellectual Property
住所 Jl. Daan MogotKm. 24, Tangerang 15119
電話 62 21 552 4992 FAX: 62 21 552 5366
ウェブサイト: <http://www.dgip.go.id>

代理人制度

2004年11月
(2008年3月改訂)

(1) 代理人に必要な資格

Patent Consultant の資格

(2) 資格の取得の要件

(a) 法律によって定められることになっているが、法律は未だ公布されていない。

(b) 最初に任命された特許コンサルタントは(43名)、IP 分野における業務経験が必要とされ、また、工学または他の科学の大学卒業が必要であった。

(3) 資格取得後、研修を受講する必要がある。

(4) 代理人事務所の業務例:

出願(特許、実用新案、意匠及び商標)、

商標の侵害訴訟の代理

実施契約に関するコンサルティング、

(5) 利益相反行為に関する制限があり、法文化されている。

(6) 国内の代理人協会について

存在しない。

特 許

2004年11月
(2008年3月改訂)

1. 一般

適用法令 特許法

所管官庁 特許庁

保護の種類は、特許、簡易特許(Simple Patent、実用新案に類似)

2. 保護対象

(1) 発明の定義

技術分野の特別な課題を解決する発明者のアイデア

製品又はプロセスか、それらの改良が含まれる

(2) 不特許事由

コンピュータプログラム、ビジネス方法など

生物や生物学的プロセスなど

3. 登録要件

(1) 産業上の利用可能性

人間や動物の治療方法などは産業上利用可能性なし

(2) 新規性

公知、公用、文献公知のすべてにおいて世界主義を採用

(3) 進歩性

判断基準あり

(4) 発明の単一性

互いに関連するいくつかの発明

4. 出願手続

(1) 出願人となり得る者

発明者又は譲受人

(2) 必要書類

① 願書 出願人の住所、氏名、発明者の氏名、国籍

② 明細書

③ クレーム 多項従属可能

④ 図面 図面代用写真も可能

⑤ 要約書

⑥ 委任状 出願時に提出必要

⑦ 優先権証明書 優先日から16月以内に提出必要(翻訳文を含む)

なお、提出期限は、1月単位で最長6月まで延長可能

⑧ 譲渡証 優先日から16月以内に提出必要(公証必要)

請求により、延長可能

(3) 出願言語は、インドネシア語

(5) PCT出願の国内移行期限

- ① 第1章では、最先の優先日から30月、第2章では、再選の優先日から31月
国内移行期限内に翻訳文の提出必要
- ② 19条補正又は34条補正は、国内移行時に翻訳文の提出必要
- ③ 補正は原文範囲内で可能

5. 審査手続

(1) 方式審査

- ① 方式要件違反は、補正命令の対象
- ② 方式要件を満たせば、優先日から18月経過後に出願公開
- ③ 出願公開から6月以内に異議申立て可能

(2) 出願審査請求制度あり

出願日から36月以内に審査請求必要 審査請求ない場合、出願は取下げ擬制

(3) 実体審査

- ① 実体審査は審査請求から24月以内にすべきものとされる
- ② 特許要件を満たしていない場合、拒絶理由通知を発する
拒絶理由通知に対し、3月以内に意見書・補正書提出可能
提出期間は、2月の期間延長可能
なお、遠隔又は交通不便の知の出願人への延長制度なし
- ③ 期限内に拒絶理由通知に応答しない場合、出願は拒絶査定
- ④ 拒絶査定に対し、通知から3月以内に審判請求可能
- ⑤ インタビューは原則として請求不可、ただし、審査官の裁量でインタビュー可能

6. 登録

- (1) 存続期間は出願日から20年(簡易特許は登録から5年)
- (2) 出願から登録までは、出願から5年程度
- (3) 登録査定謄本送達後、1年以内に1年分の特許料を支払う
- (4) 年金 第2年目からは登録日の該当日より前に納付
- (5) 特許期間の延長制度なし

7. その他

- ① 早期審査制度あり
対応出願が他国で特許になった場合
- ② 外国語出願制度あり 英語の明細書を出願可能
ただし、出願から30日以内にインドネシア語の翻訳文提出必要
- ③ 審査請求制度あり
出願から36月以内に行う必要あり
- ④ 出願公開制度あり

優先日から1年6月で出願公開

⑤ 出願変更制度あり

⑥ 分割出願制度あり

最終審査の前まで出願人の請求により分割出願可能

⑦ 新規性喪失の例外の適用なし

⑧ 国内優先制度又は仮出願制度なし

⑨ 名義変更には、会社の登記証明書と所定の委任状が必要

⑩ 包括委任状制度なし

⑪ 期限徒過の場合の救済制度なし

意 匠

2004年12月
(2008年3月改訂)

1. 一般

適用法令 意匠法 31/2000 2001年6月20日施行

2. 登録の対象

- (1) 意匠の定義 物品の形状、模様、線又は色彩若しくはこれらの組み合わせで二次元又は三次元で表され美的印象を与えるもの。
- (2) 色彩との組み合わせは保護可能。
- (3) 部分意匠についての規定はない。
保護を求める意匠は部分の意匠である旨願書に記載すれば認められる可能性もある。
- (4) 登録要件 ・新規性(内外国で公表されていない)のある意匠
・公序良俗に違反しない意匠

3. 出願手続

- (1) 出願人となり得る者 創作者または譲受人
- (2) 必要書類、情報
 - ① 願書 ・創作者の氏名、出願人の氏名、名称、住所、国籍
・意匠の説明
・物品の説明
・優先権主張と最先の出願情報
 - ② 図面 6面図及び斜視図、写真でも可。
見本、ひな形は図面、写真と共に提出する場合以外は提出できない。
 - ③ 委任状
 - ④ 譲渡証 出願人が創作者と異なる場合に必要。
 - ⑤ 優先権書類(出願から3ヶ月以内に英文翻訳と共に提出)
- (3) 意匠の単一性
 - ・一意匠一出願制度を採用。
同じ分類の物品の意匠で単一性のある意匠、組物(カップとソーサ等)は一意匠として出願可能。
 - ・動的意匠におけるバリエーションも一意匠で出願可能。
- (4) 新規性喪失の例外
出願前6ヶ月に公に又は公とみなされる内外国での展示及び試験、研究、開発の目的で創作者がインドネシア国内で用いた意匠は公表されたものとはみなさない。

4. 審査

- (1) 公告手続がなされた後、異議申立がされたか否かにかかわらず、審査官による実体審査が行われる。(2008年3月改訂)

(2) 補正

優先権書類の図面と異なる図面が出願された時のみ図面の補正が可能。

(3) 公報発行から3ヶ月以内に第三者は異議申立てができる。

(4) 拒絶対応

拒絶理由通知に対する応答期間は、拒絶理由通知受領日より30日間である。(2008年3月改訂)。

5. 登録

(1) 出願から登録までは通常12ヶ月から24ヶ月程度要する。(2008年3月改訂)。

(2) 存続期間は出願日から10年。

(3) 登録公報は発行されない。

6. 権利範囲

今までの例では意匠が類似の場合でもバリエーションがあれば登録されていたが、先行意匠と同一又は類似の意匠は登録を認められない方向にあると思われる。

類否判断は、二つの意匠の相違点と共通点(類似点)を対比し、共通点が多い場合には、類似する意匠と判断される。(2008年3月改訂)。

7. その他

(1) 秘密意匠制度はない。

(2) 英語による登録意匠のデータベースがある(2008年3月改訂)。

<http://ipdl.dgip.go.id>.

商 標

2004年12月
(2008年3月改訂)

1. 一般

適用法令 2001 年改正商標法、15/2001 2001 年 8 月 1 日施行

加入条約 パリ条約

所管官庁 Trademark Directorate at the Indonesian Directorate General Intellectual
Property Rights of the Department of Justice & Human Right of Republic Indonesia

(1) 使用

- ・登録主義、先願主義

使用の意思で足りる。登録後は後述の不使用取消審判制度がある。

(2) 商品分類

- ・国際分類を採用する。(商品／役務)

国内分類表はインターネット等では見るできない。

- ・多区分出願は認められない。(一出願一区分)

- ・「小売業」の表示は第35類で認められるが小売対象の商品も記載する。

(3) 商標

- ・立体商標は登録可能。

- ・音、匂いは登録されない。

- ・団体商標は登録可能。

- ・証明商標は登録制度がない。

2. 出願手続

(1) 出願時に必要な書類及び情報

①願書 ・出願人の氏名、名称、住所、法人の場合は形態。

- ・登録を受ける商標(見本) 標準文字制度はない。

- ・商品／役務の表示(商品の包括表示も認められる。)

- ・優先権主張、最先の出願情報

②委任状

③商標所有供述書(Declaration of Ownership of the mark 署名が必要)

④優先権書類(優先期間満了後3ヶ月以内に提出すればよい)

(2) 外国語出願は認めない。全てインドネシア語で提出する。

3. 審査

(1) 方式審査と実体審査を行い、実体審査では絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由を審査する。

(2) 補正は商品／役務の減縮のみ認められる。

他人の既登録商標との関係で審査官による商品等の職権削除がなされることもある。

商標の補正は認められない。

(3) 拒絶 (proposed rejection) 対応

拒絶理由通知受領から 2 ヶ月以内に応答する。

- ・コンセント制度はない。
- ・ディスクレーマー制度はない。

(4) 公報掲載

9ヶ月の実体審査後、商標は公告され、公告から3ヶ月間は異議申立が可能となる。

(5) 出願商標が不登録事由を有する場合拒絶査定が発せられる。

拒絶査定に対しては査定通知から3ヶ月以内に審判委員会 (Appeal Commission) に対して審判請求が可能。

さらに不服の場合は審決受理の日から3ヶ月以内に商務裁判所 (Commercial Court) へ提訴できる。

4. 登録

(1) 出願日から10年の存続期間で10年ごとに更新可能。

(更新登録出願は存続期間満了前 1 年から期間満了の日までに提出する。)

(2) 更新出願に必要な書類

委任状、商標所有者供述書、使用供述書、商標見本

更新出願については実体審査がなされる。

5. 権利範囲

他人が同一又は類似商標を同一又は類似の商品／役務に使用することを排除できる。

6. その他

(1) 不使用に基づく登録取消制度

取消請求がなされる前3年の継続的不使用登録商標に対し請求できる。

商標の使用について規制、監視する特別の機関はない。

不使用取消請求を行う第3者は商標が市場で見当たらないこと、実際の商品に使用されていないこと等を証明しなければならない。

(2) データベース

登録商標、出願商標のデータベースは特許庁 HP にあって、何人もアクセス可能だが、目次部分のみ英語で後はインドネシア語である。

模倣品対策

2004年11月
(2008年3月改訂)

I. 税関による水際措置または境界措置(侵害物品の通関保留措置)

1. 関連法律

WTOを設立することについての合意に関する1994年のインドネシア法律第7号

税関に関する1995年のインドネシア法律第10号

商標に関する2001年のインドネシア法律第15号

著作権に関する2002年のインドネシア法律第19号

2. 税関での差止対象となる輸出入商品の種類

税関が輸出入を禁止する品目は以下の通り

麻薬 火薬 銃砲弾薬 花火 特定の本や印刷物 AV機器 遠距離通信機器 カラーコピー機およびその部品 特定種の植物 植物とその種子 保護動物やその器官およびこれから製造したもの ある種の危険な魚 各種の魚 医薬 厚生省(department of health)に登録していない食物や飲み物 危険物 殺虫剤 廃棄物 文化財 反物から作った特定の製品

3. 通関保留手続の概要

税関における留置手続は以下のものに基づいて行われる

インドネシアで保護されるべき商標権者や著作権者の要請に基づく、地方裁判所の所長(chairman)の命令書

輸入物ないし輸出物が商標権ないし著作権を侵害したものであるとの十分な証拠がある場合の税関吏員(caretaker)の職権

留置の期間は最長で10労働日であるが、証拠収集を終えるのに必要な場合は地方裁判所所長の命令書に基づき10労働日ずつ延長される場合がある

4. 必要な書類

留置のためには、商標権者ないし著作権者は以下の事項を記した請願書を地方裁判所へ提出する

模倣品ないし海賊品の輸入ないし輸出であることを示す証拠

模倣品ないし海賊品の輸入ないし輸出をしている輸入業者ないし輸出業者の名前と住所

輸出入に係る商品に対する権利が、留置を求めることができる法的に裏付けられた権利であることを示す、所有者であることの証拠(proof of ownership)

輸出入が違法な行為であることを示す明確な説明

地方裁判所の決定に従った、現金の保証金ないし銀行保証

5. 問合せ先

インドネシア税関規則によれば、税関長(Directorate General of Customs)と連絡をとる(contact)ことができる

II. 模倣に対する刑事的救済

1. 刑事罰の種類および内容

2001年のインドネシア法律第15号で商標について定める第90条～第94条および2002年のインドネシア法律第19号で著作権について定める第72条によれば、商標権侵害に対しては最高5年の懲役および／又は最高10億ルピアの罰金、著作権侵害に対しては最高7年の懲役および／又は最高50億ルピアの罰金である。

2. 刑事罰を課するための要件

2001年の法律第15号および2002年の法律第19号でそれぞれ調査について定める第89条と第71条に基づき、刑事罰を課するには以下のものが必要である。

模倣された商品の所有者からの報告

調査官によりなされた調査の報告

模倣に関する証拠、犯罪行為に関する記録や他の書類

証拠、記録や他の書類が発見された地についての検査報告

3. 刑事訴訟手続の概要

インドネシアにおいて模倣行為に対抗するために最も必要なことは、法的な保護を受けるための商標登録をしておくことである。真正な製品の模倣や侵害であることを知らせるために、第1段階として、マスメディアを使用して警告を発し、その後、模倣者ないし模倣品を扱っている業者に直接警告状を送付する。マスメディア上での警告から、業者に対する警告状の送付までの期間は2週間である。上記警告や警告状に対して模倣者等が責任ある行動をしない場合には、次の段階として、権限官庁機構による模倣品の押収や模倣者に対する訴追がなされる。

4. 要件

商標権者ないし著作権者であることを証する証拠を提出する

侵害であることを示唆する有力な証拠を提出する

立証に必要な、調査や、収集すべき商品や書類を明確に述べる

a. 告訴期間

刑事訴訟に関する告訴の期間はない。しかし、模倣者が証拠を容易に隠滅してしまわないように、侵害の事実を見つけたら告訴は速やかに行う必要がある。

b. 告訴状の書き方および委任状

警告状の送付とマスメディア上での警告についての別添の代理人委任状を参照。

5. 問い合わせ

以上の事項は、特許庁長官(Directorate General of IPR)、警察や政府の捜査機関に訴えることができる。

III. 民事訴訟

1. 民事訴訟の対象となる侵害行為の種類

2001年の法律第15号と2002年の法律第19号によれば、民事訴訟の対象となる侵害は、悪意(bad faith)を有する者(applicant)によってなされた商標や著作権についての行為である。商標についていえば、同種商品について登録されている商標と要部があるいは全体が類似している標章や、同種商品についての周知商標と要部があるいは全体が類似している標章の使用。著作物については、著作物から著者名を削除し、著作物の題名を変更し、あるいは著作物の内容を変更したりすることである。

2. 侵害に対する救済の種類および内容

商標について定める2001年の法律15号第76条によれば、補償金を支払うことなく、問題の商標を使用するような全ての行為は停止させられる。また、著作権に関する2002年の法律第19号によれば、著作権の侵害となるような著作物のコピーは押収され、その行為は停止させられる。

3. 請求権発生の要件

商標の所有者や著作権者が、悪意(bad faith)を有する者(applicant)によってなされた商標や著作権についての行為、商標についていえば、同種商品について登録されている商標と要部があるいは全体が類似している標章や、同種商品についての周知商標と要部があるいは全体が類似している標章を使用し、著作物については、著作物から著者名を削除し、著作物の題名を変更したり、著作物の内容を変更したりする行為を発見した時は、事件を裁判に付することができる。

4. 当事者適格

商標権者ないし著作権者であることを証する証拠を提出する

侵害であることを示唆する有力な証拠を提出する

立証に必要な、調査、および収集すべき商品や書類を明確に述べる

5. 訴訟手続

2001年の法律2001第76条～80条、2002年の法律第19号第55条～第60条によれば、登録商標の所有者ないし著作権者は、違法に商品ないしサービスに、その登録商標と要部あるいは全体が類似している商標を使用する者、著作権に関しては、著作物から著者名を削除し、著作物の題名を変更したり、著作物の内容を変更したりする行為をなす者に対して訴えを提起することができる。訴えは、被告の住所・居所に対して管轄権を有する商業裁判所(Commercial Court)の長官(head)に対して行う。被告住所がインドネシアの国外にある場合には、訴えはセントラルジャカルタの商業裁判所の長官に対して行う。訴訟審理は訴えの受理(registration)の日から60日以内に行われる。判決は訴え受理の日から90日以内になされるが、最高裁長官の承認がある場合には最大30日延長されることがある。

6. 裁判所に提出すべき書類

代理人委任状

依頼人の対応する世界中の商標登録ないし著作権登録の公証されたリスト

母国を含む少なくとも5カ国での関連する商標登録ないし著作権登録の登録証明書の認証

謄本

パンフレットや広告

問題となっている商標ないし著作物を付した製品のサンプル

インドネシアにおける販売者ないし販売代理人の名前と住所

7. 裁判管轄権

民事事件の管轄は商業裁判所である

8. 問合せ先

以上の事項に関しては、特許庁長官と商業裁判所に訴えを起こすことができる

IV. 仮処分

1. 仮処分の要件

2001年の法律第15号第86条によれば、仮処分の申請は商業裁判所に書面で行う。書面には以下のものを含める。

商標権者ないし著作権者であることを証する証拠

侵害であることを示唆する有力な証拠

立証に必要な、調査、および収集すべき商品や書類を明確に説明したもの

商標ないし著作権の侵害の証拠が容易に滅失してしまうおそれがあることを説明したものの

現金ないし銀行保証の形で保証金が払われたこと

2. 仮処分の審理

仮処分の審査手続を定めた2002年の法律第19号第79条により、十分な証拠がある場合には、被侵害者は商業裁判所に申立てを行うことができる。損害を蒙っている者の申立てを受けて、商業裁判所は速やかに仮処分命令を発する。この命令は、商標ないし著作権の侵害を阻止するのに有効であり、特に、商標や著作権の侵害になるおそれがある製品の、輸入を含む流通経路への投入を阻止するのに有効である。また、証拠の隠滅を阻止して、商標権や著作権の侵害に関する証拠を保全しておくのに有効である。さらに、損害を受けた者に、その者が実際に商標権者ないし著作権者であり、これらの権利が侵害されているという証拠を提出するよう要請するのに有効である。

このような仮処分が執行されると、商業裁判所は被告ないし被疑者に対し、事実を明らかにするように通知を送る。

3. 問合せ先

以上の事項に関しては商業裁判所に訴えを起こすことができる。

V. 仮差押

1. 仮差押の要件

差止めを行うための要件は、当該商品が侵害品として本当に使用されているという十分な証拠があることである。

2. 仮差押の審理

差止め手続は被侵害者の申立てに基づいてなされ、政府の調査官や警察が、侵害であることを示す証拠に基づいて調査をおこなう。

3. 問合せ先

以上の事項は、特許庁長官、警察、および商業裁判所に申し立てることができる。

VI. 証拠保全

1. 手続の概要

証拠を保存する(perpetuate 証拠保全?)手続は、証拠の種類やその性格によって一様ではない。書証だけは必要な場合は保存される。

2. 申立の方法

証拠収集(obtain)の申立ては、刑事訴訟におけると同様に民事訴訟の審理において、証拠隠滅を阻止し、訴訟において証拠を有効に使用できるようにするために担当官に要求することができる。

3. 問合せ先

以上の事項については、特許庁長官、警察または／および政府の調査官、商業裁判所へ申し立てることができる。

VII. 上訴、再審、不起訴処分に対する不服

1. 上訴の要件

2001年の法律第15号第82条および第83条、2002年の法律第19号第62条～第64条によれば、上訴、この場合は「破棄」(cassation)と呼ばれるが、商業裁判所の決定(判決? decision)に対してなすことができる。「破棄」の申立ては、決定の日から遅くとも14日以内に行う必要があり、決定をなした裁判所の吏員がそれを登録する。「破棄」の申立てに基づく審理は、最高裁判所が申立てを受領した日から遅くとも60日以内に開始される。「破棄」についての決定は最高裁判所が申立てを受領した日から90日以内になされる。

2. 上訴裁判所の連絡先および所在地

「破棄」はインドネシア最高裁判所に提出できる。

情報提供協力者

氏名： Mr.Toetoen Am Badar, S.H.

事務所名： Am Badar & Partners

住所： Jl. Wahid Hasyim No. 14, 3rd and 4th Floors, Jakarta 10340
INDONESIA

Telephone: (+62)21 398 37314

Facsimile: (+62)21 398 37300

eメール： info@ambadar.com

ウェブサイト：<http://www.ambadar.com/>